



マタニティハラスメント最高裁判決を引き出した弁護士に聴く

均等法を活用してハラスメントをなくそう

日 時： 3月15日（日） 13:30~16:30

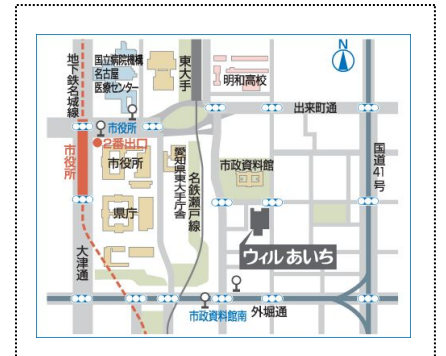
場 所： ウィルあいち セミナールーム5
名古屋市東区上堅杉町1番地 052-962-2511

講 師： 下中 奈美 弁護士
広島市 下中奈美法律事務所

資料代： 500円

申し込み： 不要

問い合わせ： 女性ユニオン名古屋 090-9918-2110



地下鉄「市役所」駅2番出口より東へ徒歩約10分
市バス幹名駅1「市政資料館南」下車北へ徒歩約5分

女性ユニオン名古屋はセクハラ裁判をはじめとする女性の権利を守る裁判を支援してきました。そして今春にも新しい裁判を支援して行こうとしています。

そのような私たちを元気づけるように昨年10月、最高裁は「妊娠を理由にした職場での降格は、原則として男女雇用機会均等法が禁じる不利益処分にあたり違法だ」という判決を下しました。

この判決は均等法を強行法規として取扱い、活用したはじめての判決です。強制力がなく役に立たない法律だと言われてきた均等法が、初めてその威力を示したのです。均等法にはセクハラやマタハラを禁止する条項があります。均等法を活用すれば、マタハラ・セクハラそしてそれに関連するパワハラをなくして行く道がひらけます。

またこの裁判で使用者側は「降格は本人の同意を得て行ったものだから均等法違反ではない」と主張しましたが、判決は「労働者が降格というような不利益に同意するということは、通常では考えられない。このような場合、労働者が同意を得たと使用者が主張するならば、使用者は労働者が同意したのもなるほどと言えるような、合理的な理由を裁判所に示さなければならない。」として、立証責任を転換して使用者側に立証責任があるとしました。

マタハラにしてもセクハラにしても、本当はいやだけれども、ハラスメントに対抗しきれず、表面的に同意してしまうことがあります。そのような同意は同意として認められないという判断を最高裁は示したのです。このような意義のある判決を最高裁に出させた下中弁護士をお招きしての学習会です。みなさんのご参加をお待ちします。